

○国立大学法人東北大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人東京芸術大学、国立大学法人琉球大学

・保有している土地・建物の処分及び有効活用について(4国立大学法人の学長宛て)

(平成21年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国立大学法人東北大学、国立大学法人東京学芸大学及び国立大学法人琉球大学は、本院指摘の趣旨に沿い、利用していない土地等を今後も引き続き保有する合理的な理由の有無や保有する場合の具体的な当該土地等の利用方法等について検討を行い、平成23年2月から6月までの間に具体的な利用計画等を策定して、利用していなかった一部の土地について利用を開始したり、利用が低調な一部の施設について利用の向上を図るための施策を実施したりなどして、当該資産の有効活用を図る処置を講じていた。

また、国立大学法人東京芸術大学は、利用していない土地等を今後も引き続き保有する合理的な理由の有無の検討を行っていたものの、取手団地の土地については、23年度中に当該土地の具体的な利用計画の策定を行う予定であるとしている。